

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 一五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一五
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 一五
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 一五
- 道路の供用を開始する件 一五
- 土砂災害警戒区域の指定を解除する件 一五
- 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 一五
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 一五
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 一五

公 告

- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 一五
- 福島県収用委員会 一六
- 福島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則 一六
- 土地収用法により土地の収用及び使用について裁決手続の開始を決定した件 一六

告 示

福島県告示第百八十七号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年八月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島

県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
 令和元年八月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）ヨークベニマル原町店 福島県南相馬市原町区旭町三丁目六番一五号
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
 意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 意見の提出者
 原町商工会議所

2 意見の概要

- (一) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 駐車場内の車両接触防止の観点から、敷地内に進行方向等の案内板の設置を講ずること。
 来店ルート、退店ルートの案内標識について、車内からも目視できる案内標識とすること。また、ルートが確認できるようにするため、駐車場路面に色や誘導のためのサインを設けるなどの配慮をすること。
 隣接地に総合病院がある。店舗来客者の車両の列が病院へ訪れる方、緊急車両の妨げとならないように配慮すること。
- (二) 騒音の発生に係る事項
 出店場所は住宅や病院がある。夜間営業の際は、近隣住民、入院患者の安息のため特に騒音の発生に注意を払うこと。
- (三) 街並みづくり等への配慮等
 地域と調和して積極的に地域活動に参加・協力して欲しい。その一環として、原町商工会議所、原町商店連合会等の地元関係団体への加入をすること。
- (四) その他
 出店場所は住宅や病院がある。夜間営業の際は、近隣住民、入院患者の安息のため車両のヘッドライト等による光害が発生しないように配慮すること。
 交通と騒音について、オープンしてから問題が発生することも想定される。問題が発生した際は、設置者が問題の改善について責任を持って対応すること。
 （商業まちづくり課）

福島県告示第百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年八月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課

に備え置いて縦覧に供する。
令和元年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーヨーデイツー郡山安積店 福島県郡山市笹川二丁目六番一号ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
防犯対策への協力に係る事項
事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」第三条における基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するために必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策へ協力すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし
(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和元年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
目黒東 田崎武義 田崎正市 鈴木由右衛門
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する旨であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件(令和元年福島県告示第五十一号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同法第三項の規定により、保安林の指定施業要件を

更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和元年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
玉木邦男 玉木周吾 長谷川虎男 五十嵐芳雄 五十嵐芳雄 佐藤ハナ
ナ 佐藤アイ子 佐藤偉久 佐藤喜代章 佐藤寅次 佐藤犬三 佐藤登 佐藤登美男 長谷川貞夫
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和元年福島県告示第二十七号)によること。
(森林保全課)

福島県告示第百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所(令和元年八月二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道広野小高線	双葉郡楢葉町大字山田岡字下岩沢 一番二地先から 同 郡同 町大字山田岡字下岩沢 一番二地先まで	令和元年八月二日

(道路計画課)

福島県告示第百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。
令和元年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

土砂災害の発生

土砂災害の発生

福島県告示第百九十四号

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。〔砂防課〕

久能平	南相馬市小高区大井字久能平	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
北原沢	河沼郡会津坂下町大字塔寺字中ノ沢	土石流		
牧沢1号	同 郡柳津町大字牧沢字居平	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
久能平	同 郡柳津町大字牧沢字居平	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。〔砂防課〕

令和元年八月二日

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。〔砂防課〕

久能平	南相馬市小高区大井字久能平	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
北原沢	河沼郡会津坂下町大字塔寺字中ノ沢	土石流		
牧沢1号	同 郡柳津町大字牧沢字居平	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
久能平	同 郡柳津町大字牧沢字居平	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

〔砂防課〕

曲山	同 市田沢字東曲	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
下杵掛2	同 市田沢字下杵掛	土石流		
叶ヶ作	同 市田沢字叶ヶ作	土石流		
鶴ヶ作	同 市田沢字鶴ヶ作	土石流		
高井2	同 市田沢字高井	土石流		
高井	同 市田沢字風合	土石流		
姥神2	同 市田沢字姥神	土石流		
姥神1	同 市田沢字姥神	土石流		
柳ヶ作	同 市田沢字柳ヶ作	土石流		
二本木	同 市田沢字二本木	土石流		
夏井	同 市茂原字夏井	土石流		
若林3	二本松市茂原字若林	土石流		
笹森沢	同 市平石字柿場	土石流		
茂庭沢二号	福島市飯坂町茂庭字茂庭沢	土石流		
次	次の図のとおり			

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀雅雄

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。〔砂防課〕

令和元年八月二日

鍛冶平	下滝	月久保山	井戸ノ入	導心畑	弥次郎作	古菖蒲坂	茶畑山	西作	足ノ又	小高屋敷	祭田	才ノ神1号	宮下	野
同 郡同 町大綱木字鍛冶平	同 郡同 町大字小島字下滝	同 郡同 町大字小島字月久保山	同 郡同 町大字西福沢字井戸ノ入	同 郡同 町大字西福沢字導心畑	同 郡同 町大字西福沢字弥次郎作	同 郡同 町大字西福沢字古菖蒲坂	同 郡同 町大字西福沢字茶畑山	同 郡同 町大字西福沢字西作	同 郡同 町大字西福沢字足ノ又	同 郡同 町大字東福沢字小高屋敷	同 郡同 町大字東福沢字祭田	同 郡同 町大字東福沢字才ノ神	同 郡同 町大字東福沢字宮下	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

久能平	牧沢1号	本町2号	大柱	薬師堂	日向	岡田	三道平	菅平	荷組石	関場	細久保	梅ノ口	三本梨子
南相馬市小高区大井字久能平	河沼郡柳津町大字牧沢字居平	東白川郡塙町大字塙字本町	同 市下長折字大柱	同 市油井字薬師堂	同 市渋川字日向	二本松市下川崎字岡田	同 郡同 町山木屋字三道平	同 郡同 町山木屋字菅平	同 郡同 町小綱木字荷組石	同 郡同 町小綱木字関場	同 郡同 町小綱木字細久保	同 郡同 町小綱木字梅ノ口	同 郡同 町飯坂字三本梨子
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

福島県告示第百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和元年八月二日

一 施行者の名称 双葉町

福島県知事 内堀雅雄

- 二 都市計画事業の種類及び名称
双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 双葉駅西側第一地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
 - 三 事業認可の年月日 平成三十年七月三十一日
 - 四 事業施行期間 平成三十年七月三十一日から令和四年三月三十一日まで
 - 五 事業地 収用の部分 変更なし
- (まちづくり推進課)

公 告

公告第七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和元年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	退任した役員	就任した役員	住所
須賀川市土地改良区	須賀川市土地改良区	須賀川市土地改良区	須賀川市松塚字坂井二二八番地
理事 小坂 勲	理事 小坂 勲	理事 小坂 勲	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 安藤 市郎	同 安藤 市郎	同 安藤 市郎	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 矢吹 盛	同 矢吹 盛	同 矢吹 盛	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 車田 廣志	同 車田 廣志	同 車田 廣志	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 有我 光雄	同 有我 光雄	同 有我 光雄	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 常松 新一	同 常松 新一	同 常松 新一	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 小川 明男	同 小川 明男	同 小川 明男	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 柳沼 寛	同 柳沼 寛	同 柳沼 寛	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 渡辺 吉男	同 渡辺 吉男	同 渡辺 吉男	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 橋本 和夫	同 橋本 和夫	同 橋本 和夫	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 橋本 満男	同 橋本 満男	同 橋本 満男	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 樽川 司	同 樽川 司	同 樽川 司	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 多田 住吉	同 多田 住吉	同 多田 住吉	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 橋本 實	同 橋本 實	同 橋本 實	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 大槻 武秋	同 大槻 武秋	同 大槻 武秋	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 根本 正雄	同 根本 正雄	同 根本 正雄	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 増子 栄治	同 増子 栄治	同 増子 栄治	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 箭内 仁一	同 箭内 仁一	同 箭内 仁一	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 角田 英明	同 角田 英明	同 角田 英明	須賀川市松塚字坂井二二八番地

土地改良区の名称	退任した役員	就任した役員	住所
須賀川市土地改良区	須賀川市土地改良区	須賀川市土地改良区	須賀川市松塚字坂井二二八番地
理事 小坂 勲	理事 小坂 勲	理事 小坂 勲	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 渡邊 喜吉	同 渡邊 喜吉	同 渡邊 喜吉	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 矢吹 盛	同 矢吹 盛	同 矢吹 盛	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 設楽 辰夫	同 設楽 辰夫	同 設楽 辰夫	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 秋山 吉治	同 秋山 吉治	同 秋山 吉治	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 齋藤 幸男	同 齋藤 幸男	同 齋藤 幸男	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 熊田 稔	同 熊田 稔	同 熊田 稔	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 根本 徳男	同 根本 徳男	同 根本 徳男	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 橋本 一美	同 橋本 一美	同 橋本 一美	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 大河原 一紀	同 大河原 一紀	同 大河原 一紀	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 佐浦 勉	同 佐浦 勉	同 佐浦 勉	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 橋本 實	同 橋本 實	同 橋本 實	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 圓谷 竹嗣	同 圓谷 竹嗣	同 圓谷 竹嗣	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 小林 則雄	同 小林 則雄	同 小林 則雄	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 我妻 丈美	同 我妻 丈美	同 我妻 丈美	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 宇佐見 利一	同 宇佐見 利一	同 宇佐見 利一	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 影山 条一	同 影山 条一	同 影山 条一	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 森合 清典	同 森合 清典	同 森合 清典	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 小坂 正雄	同 小坂 正雄	同 小坂 正雄	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 佐藤 安喜	同 佐藤 安喜	同 佐藤 安喜	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 星野 一彦	同 星野 一彦	同 星野 一彦	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 大槻 義雄	同 大槻 義雄	同 大槻 義雄	須賀川市松塚字坂井二二八番地
同 秋山 晴儀	同 秋山 晴儀	同 秋山 晴儀	須賀川市松塚字坂井二二八番地

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種
類
なし